

「法人県民税・事業税及び特別法人事業税 確定申告のごあんない」  
「法人県民税・事業税及び特別法人事業税 中間申告のごあんない」  
正 誤 表

令和5年度地方税制改正について

1 加算金制度の改正

(1) 高額な不申告に対する不申告加算金割合の引上げ

【 誤 】

納付すべき税額の区分	【改正前】 不申告加算金の割合	【改正前】 不申告加算金の割合
50万円以下	15%	15%
50万円超300万円以下	20%	20%
300万円超		30%

【 正 】

納付すべき税額の区分	【改正前】 不申告加算金の割合	【改正後】 不申告加算金の割合
50万円以下	15%	15%
50万円超300万円以下	20%	20%
300万円超		30%